

情報科学芸術大学院大学附属図書館文献複写取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、情報科学芸術大学院大学附属図書館利用規程第19条の規定に基づき、情報科学芸術大学院大学附属図書館(以下「図書館」という。)における文献複写(以下「複写」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(複写の範囲)

第2条 前条の複写は、教育、研究及び学習の用に供する場合に限り行うことができる。

(申込みの制限等)

第3条 情報科学芸術大学院大学附属図書館長(以下「館長」という。)は、次の各号の一に該当するときは、利用者に対し、複写の申込みを制限し、又は断ることができる。

- (1) 著作権法(昭和45年法律第48号)に定めのある範囲を逸脱又はその危険があると認められるとき。
- (2) 図書館の複写能力を超える複写申込みがあったとき。
- (3) 前各号のほか、館長が特別の理由があると認めたとき。

(複写料金の費用負担)

第4条 図書館資料の複写に要する費用は、利用者が実費負担するものとする。

(著作権に関する責任)

第5条 図書館資料の複写により、著作権上の問題が生じた場合は、すべて利用者がその責任を負うものとする。

(その他)

第6条 この要領の施行について必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。